

○災害時要援護者の対象となる人

- ① 65歳以上の一人暮らしの人及び65歳以上の人のみの世帯
- ② 要支援・要介護認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳（1.2.3級）の交付を受けている人
- ④ 療育手帳（A1.A2）の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者手帳（1.2級）の交付を受けている人
- ⑥ ③から⑤以外の障害者手帳の交付を受けている人のうち一人暮らし又は障害者のみで世帯を構成している人
- ⑦ その他、災害から自らを守るために安全に避難するなどの一連の行動に支援を要する人又は避難生活において支援を要する人